

議案第二十号

中央区地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出します。

令和七年二月二十五日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
中央区地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例（平成二十七年三月中央区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「員数」の下に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第四百四十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第一号被保険者（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、「（法第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。）」を削り、同条第三号中「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内

の第一号被保険者の数について、おおむね三千人以上六千人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから二人とする。

第三条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項中「（省令第四百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第六十一号）の施行に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置を柔軟化できることとするほか、規定を整備するため、この条例案を提出します。